当薬局の行っているサービス内容について(2026 年 6 月から)

下記表中の点数は全て 1 点=10 円です。(患者さんのご負担は、そのうち 1 割～3 割です)

調剤基本料に関する事項	
調剤基本料 1	当薬局は調剤基本料 1 の施設基準に適合する薬局です。処方箋受付 1 回につき 47 点が加算されます

薬剤調整料に関する事項	
薬剤調整料	処方箋に基づき、患者さん一人ひとりに合わせて正確にお薬を調製(計量、混合など)し た場合に、お薬の種類や日数に応じて所定の点数を算定します。内服薬:24 点、屯服薬:21 点、外用薬:10 点など。

調剤管理料・服薬管理指導料に関する事項	
調剤管理料	患者さまやご家族等から収集した投薬歴、副作用歴、アレルギー歴、服薬状況等の情報、お薬手帳、医薬品リスク管理計画(RMP)、薬剤服用歴等に基づき、薬学的分析及び評価を行った上で、患者さまごとに薬剤服用歴への記録や必要な薬学的管理を行っています。必要に応じて医師に処方内容の提案を行います。 内服薬は長期処方(28 日分以上)は 60 点、上記以外は 10 点。 注射薬・外用薬は 10 点。
服薬管理指導料	患者ごとに作成した薬剤服用歴等に基づいて、処方された薬剤の重複投薬、相互作用、 薬物アレルギー等を確認した上で、薬剤情報提供文書により情報提供し、薬剤の服用に関し、基本的な説明を行っています。 薬剤服用歴等を参照しつつ、患者さまの服薬状況、服薬期間中の体調の変化、残薬の状況等の情報を収集した上で、処方された薬剤の適正使用のために必要な説明を行っています。 薬剤交付後においても、当該患者の服薬状況、服薬期間中の体調の変化等について、継続的な確認のため必要に応じて指導等を実施しています。 1)3 ヶ月以内の再調剤かつお薬手帳を持参した場合で かかりつけ薬剤が指導:45 点 上記以外 :45 点 2)初めて来局もしくは 1)の患者以外の患者に対して行った場合 かかりつけ薬剤師が指導:59 点 上記以外 :59 点 3)介護老人福祉施設等(ショート利用期間中も対象)に入所している患者に訪問して行った場合:45 点

地域支援・医薬品供給対応体制加算に関する事項

地域支援・医薬品供給対応体制加算 3	当薬局は以下の基準に適合する薬局です。 (体制基準) 地域における医薬品の安定供給を確保するために必要な体制 後発医薬品の規格単位数量の割合が 85%以上 1,200 品目以上の医薬品の備蓄 他の保険薬局に対する在庫状況の共有・医薬品の融通 医療材料・衛生材料の供給体制 麻薬小売業者の免許 当薬局で取り扱う医薬品に係るの情報提供に関する体制 休日、夜間を含む薬局における調剤・相談応需体制 診療所・病院・訪問看護ステーションと連携体制 保健医療・福祉サービス担当者との連携体制 在宅患者に対する薬学的管理・指導の実績(薬局あたり年 24 回以上) 在宅訪問に関する届出・研修の実施・計画書の様式の整備・掲示等 医薬品医療機器情報配信サービスの登録・情報収集 プレアボイド事例の把握・収集に関する取り組み 副作用報告に関する手順書の作成・報告体制の整備 かかりつけ薬剤師が服薬管理指導を行う旨の届出 管理薬剤師の実務経験(薬局勤務経験 5 年以上、常勤かつ1年以上在籍) 薬学的管理指導に必要な体制・機能の整備(研修計画・受講等) 患者のプライバシーに配慮したえ服薬指導を実施する体制 地域医療に関連する取組の実施 健康相談・健康教室の取り組み 緊急避妊薬の調剤を含む女性の健康に係る対応 地域内禁煙・喫煙器具やタバコの販売の禁止 セルフメディケーション関連機器の設置(血圧測定器、体温計、パルスオキシメータ) 薬事未承認の研究用試薬・検査サービスを提供していないこと 処方箋受付1回につき 67 点が加算されます

連携強化加算に関する事項	
連携強化加算	当薬局は以下の基準に適合する薬局です。 ・ 第二種指定医療機関の指定 ・ 新興感染症や災害の発生時における体制の整備及び周知 ・ 新興感染症や災害の発生時における手順書の作成及び職員との共有 ・ 災害の被災状況に応じた研修、または地域の協議会、研修または訓練等への参加計画・実施 ・ オンライン服薬指導の整備・セキュリティー全般に対する対応 ・ 要指導医薬品・一般用医薬品の販売 調剤基本料に処方箋受付1回につき 5 点が加算されます。

バイオ後続品調剤体制加算に関する事項	
バイオ後続品調剤体制加算	厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているとして地方厚生局長等に届出した保険薬局に おいて、バイオ後続品を調剤した場合、50 点を加算します。

電子的調剤情報連携体制加算に関する事項	
電子的調剤情報連携体制加算	) 厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているとして地方厚生局長等に届出した保険薬局 において、調剤した場合に月 1 回に限り 8 点を加算します。

在宅薬学総合加算 1 に関する事項

在宅薬学総合加算1	当薬局は以下の基準に適合する薬局です。 ・ 在宅患者訪問薬剤管理指導を行う旨の届出 ・ 緊急時等の開局時間以外の時間における在宅業務に対応できる体制(在宅協力薬局との連携を含む)及び周知 ・ 在宅業務に必要な研修計画の実施、外部の学術研修の受講 ・ 医療材料・衛生材料の供給体制 ・ 麻薬小売業者免許の取得 ・ 在宅患者に対する薬学管理及び指導の実績(年 24 回以上) 調剤基本料に処方箋受付1回につき 30 点が加算されます。

居宅療養管理指導(介護報酬) 1 単位＝10 円	
居宅療養管理指導1, 2, 3	居宅において療養を行っておられる患者さんのうち通院が困難な場合、主治医の指示に基づきご自宅もしくは介護施設を訪問して薬剤服用の指導および管理を致します。 1) 単一建物診療患者が 1 人の場合:518 単位 2) 単一建物診療患者が 2～9 人の場合:379 単位 3) 単一建物診療患者が 10 人以上の場合:342 単位 麻薬が処方された場合は、上記点数に 100 単位が加算されます。 この指導料が算定される場合、服薬指導料は重複して算定いたしません。

調剤ベースアップ評価料に関する事項	
調剤ベースアップ評価料	厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているとして地方厚生局長等に届出した保険薬局に おいて、薬局で勤務する従業員の継続的な賃金改善を図るため、処方箋を受け付けた場合に、 1回につき 4 点を算定します。(令和 9 年6月以降は 8 点)

調剤物価対応料に関する事項	
調剤物価対応料	物価高騰に対応し、地域の医薬品供給拠点としての体制を維持するため、処方箋を受け付け た場合に、3 月に 1 回に限り所定の 1 点を算定します。(令和 9 年6月以降は 2 点)

特定薬剤管理指加算に関する事項	
特定薬剤管理指加算	抗悪性腫瘍剤や糖尿病用剤、血液凝固阻止剤など、特に安全管理が必要なお薬(ハイリスク薬) が処方された患者さんや、お薬の選択に係る重要なご説明を行った患者さんに対して、これ までの服用歴等を踏まえた詳しい確認や適切な指導等を行った場合、又は電話等で副作用の 状況等を確認し医療機関へ文書で報告した場合などに、所定の点数を加算します。(5, 10, 100 点)

夜間・休日加算
午後 7 時(土曜日にあっては午後1時)から午前 8 時までの間、日曜、祝日、年末年始(12/29～1/3)又は深夜であって、当該保険薬局が表示する開局時間内の時間において調剤を行った場合は、夜間・休日加算として処方箋受付1回につき 40 点が所定点数に加算されます。

花さくら薬局	管理薬剤師 ： 藤崎浩二
所在地:福岡市城南区南片江 6-2-37	TEL:092-407-0830
	FAX:092-407-0835

指定居宅療養管理指導事業者　運営規程

(事業の目的)
第１条
１．　　薬局（指定居宅サービス事業者：以下、「当薬局」という）が行う居宅療養管理指導または介護予防居宅療養管理指導（以下、「居宅療養管理指導等」という）の業務の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等が交付した処方箋に基づき薬剤師の訪問を必要と認めた利用者に対し、当薬局の薬剤師が適正な居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。
２．利用者が要介護状態または要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、担当する薬剤師は通院困難な利用者に対してその居宅を訪問し、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。

(運営の方針)
第２条
１．要介護者または要支援者（以下、「利用者」という）の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
２．地域との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
３．適正かつ円滑なサービスを提供するため、以下の要件を満たすこととする。
・保険薬局であること。
・在宅患者訪問薬剤管理指導の届出を行っていること。
・麻薬小売業者としての許可を取得していること。
・利用者に関して秘密が保持でき、利用者やその家族、連携する他職種者と相談するスペースを薬局内に確保していること。但し、他の業務との兼用を可とする。
・居宅療養管理指導等サービスの提供に必要な設備および備品を備えていること。

(従業者の職種、員数)
第３条
１．従業者について
・居宅療養管理指導等に従事する薬剤師を配置する。
・従事する薬剤師は保険薬剤師の登録を行う。
・従事する薬剤師の数は、居宅療養管理指導等を行う利用者数および保険薬局の通常業務等を勘案した必要数とする。
２．管理者について
・常勤の管理者１名を配置する。但し、業務に支障がない限り、当薬局の管理者との兼務を可とする。

(職務の内容)
第４条
１．薬剤師の行う居宅療養管理指導等の提供に当たっては、医師および歯科医師の交付する処方箋の指示に基づき訪問等を行い、常に利用者の病状および心身の状況を把握し、継続的な薬学的管理指導を行う。また、医薬品が要介護者のＡＤＬやＱＯＬに及ぼしている影響を確認し適切な対応を図るなど、居宅における日常生活の自立に資するよう妥当適切に行う。
２．訪問等により行った居宅療養管理指導等の内容は、速やかに記録を作成するとともに、処方医等および介護支援専門員、必要に応じて他のサービス事業者に報告する。また、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合や、居宅介護支援事業者等から求めがあった場合は、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供または助言を行う。

(営業日および営業時間)
第５条
１．原則として、営業日および営業時間は保険薬局として許可された営業日、営業時間とする。但し、国民の祝祭日、年末年始（　　月　　日～　　月　　日）を除く。
２．通常、平日の　　：　　～　　：　　、　　曜日の　　：　　～　　：　　とする。
３．利用者には、営業時間外の連絡先も掲示する。

(通常の事業の実施地域)
第６条
１．通常の実施地域は、　　の区域とする。

(指定居宅療養管理指導等の内容)
第７条
１．薬剤師の行う居宅療養管理指導等の主な内容は、次の通りとする。
・処方箋による調剤（患者さんの状態に合わせた調剤上の工夫）
・薬剤服用歴の管理
・薬剤等の居宅への配送
・居宅における薬剤の保管・管理に関する指導
・使用薬剤の有効性に関するモニタリング
・薬剤の重複投与、相互作用等の回避
・副作用の早期発見、未然防止と適切な処置
・ＡＤＬ、ＱＯＬ等に及ぼす使用薬剤の影響確認
・使用薬剤、用法・用量等に関する医師等への助言
・麻薬製剤の選択および疼痛管理とその評価
・病態と服薬状況の確認、残薬および過不足薬の確認、指導
・患者さんの住環境等を衛生的に保つための指導、助言
・在宅医療機器、用具、材料等の供給
・在宅介護用品、福祉機器等の供給、相談応需
・その他、必要事項（不要薬剤等の廃棄処理、廃棄に関する指導等）
・情報通信機器を用いた居宅療養管理指導等の実施（必要かつ適切と認められる場合）

(利用料その他の費用の額)
第８条
１．利用料については、介護報酬の告示上の額とする。
２．利用料については、居宅療養管理指導等の実施前に、予め利用者またはその家族にサービスの内容及び費用について文書で説明し、同意を得ることとする。
３．居宅療養管理指導に要した交通費は、薬局からの往復交通費を実費徴収する。なお、自動車を利用した場合は、以下の距離別徴収額を基準とする。
~~・片道　　～　　km　　円~~
~~・片道　　～　　km　　円~~
~~・片道　　km超　　円~~

(緊急時等における対応方法)
第９条
１．居宅療養管理指導等を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた場合には、速やかに主治医等に連絡する。
２．災害や新興感染症の発生時等においては、あらかじめ作成した業務継続計画（BCP）等の手順に基づき、関係機関と連携して必要な対応及びサービスの継続に努める。

(その他運営に関する重要事項)
第10条
１．当薬局は、社会的使命を十分認識し、従業者の質的向上を図るため定期的な研修の機会を設け、また質の保証ができうる業務態勢を整備する。
２．従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
３　従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
４．サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておくこととする。
５．この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、当薬局と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

本規程は　　年　　月　　日より施行する。

介護保険サービス提供事業者としての掲示

当事業者の介護保険に関する取扱いは以下のとおりです。

１．提供するサービスの種類
居宅療養管理指導および介護予防居宅療養管理指導

２．営業日および営業時間
平　日：　　：　　～　　：
曜日：　　：　　～　　：
休　み：
※なお緊急時は上記の限りではありません。

３．利用料金

	１割負担の方	２割負担の方	３割負担の方
単一建物居住者が１人	518円/回	1,036円/回	1,554円/回
単一建物居住者が２～９人	379円/回	758円/回	1,137円/回
単一建物居住者が10人以上	342円/回	684円/回	1,026円/回
情報通信機器を用いる場合	46円/回	92円/回	138円/回

※麻薬の薬剤管理の必要な方は、上記に１割負担の方は100円、２割負担の方は200円、３割負担の方は300円が加算されます。

※別に規定される地域等に所在する事業所がサービスを実施した場合、上記に100分の10又は15が加算されます。

※別に規定される地域等に居住する方へサービスを実施した場合、上記に100分の5が加算されます。

４．苦情相談窓口
福岡県国民健康保険団体連合会　介護サービス相談室
（電話：　092 - 642 - 7859　　ＦＡＸ：　092 - 642 - 7857 ）
所轄の介護保険担当窓口〔　　〕
（電話：　　-　　-　　ＦＡＸ：　　-　　-　　）

療養の給付と直接関係ないサービス等の取扱いに関する掲示義務等

<在宅医療に係る交通費>
患家への移動に要した交通費は、薬局からの往復交通費を実費徴収する。
なお、自動車を利用した場合は、以下の距離別徴収額を基準とする。
~~・片道　０～２km　　円~~
~~・片道　２～１０km　　円~~
~~・片道　１０km超　　円~~

<薬剤の容器代>
容器１個につき　　円を徴収

<患家へ調剤した医薬品の持参料>
~~患者さんの都合・希望に基づく医薬品の持参料　　円~~

~~<希望に基づく甘味剤等の添加>~~
~~(治療上の必要性がなく、問題がない場合)~~
~~１製剤につき　　円~~

~~<希望に基づく一包化>　※服用時点ごとにまとめてパックする事~~
~~(治療上の必要性がなく、問題がない場合)~~
~~１週間分につき　　円~~

<希望に基づく服薬カレンダー・服薬BOX>
(日付、曜日、服用時点等の別に薬剤を整理することができる資材の提供)
希望により注文販売します　　～　　円位
(商品により違います)

~~<情報通信機器を用いた服薬指導（オンライン服薬指導）>~~
~~通信環境の運用に要する費用　　円~~
~~医薬品等を患者さんに配送する際に要する費用　　円~~

福岡県知事指定介護保険事業所
番号：　第　　号
薬局名：
住所：
TEL：
管理薬剤師：
開設者：